

社会福祉法人清須市社会福祉協議会
虐待の防止、身体拘束の廃止・適正化に関する指針

社会福祉法人清須市社会福祉協議会

令和4年3月1日 作成

1 虐待の防止、身体拘束の廃止・適正化に関する指針作成の目的

児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法の理念に基づき、利用者の尊厳の保持・人格の尊重と権利の擁護を目的とし、清須市社会福祉協議会（以下「本会」という。）全体で「虐待防止・身体拘束の廃止・適正化」に取り組むため、虐待の防止、身体拘束の廃止・適正化に関する指針（以下「指針」という。）を作成します。

2 虐待の防止、身体拘束に関する基本的考え方

(1) 虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

ア 身体的虐待

障害児・者、高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

イ 介護・世話の放棄・放任

障害児・者、高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

ウ 心理的虐待

障害児・者、高齢者に対する著しい暴言、著しく拒否的な対応、又は不当な差別的な言動、その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

エ 性的虐待

障害児・者、高齢者にわいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること

オ 経済的虐待

障害児・者、高齢者の財産を不当に処分すること、又は不当に財産上の利益を得ること。

(2) 身体拘束に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。本会では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

ア 車いすやベッドなどに縛り付ける。

イ 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。

ウ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

エ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。

オ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

カ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

<参考>

介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。

- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(3) 緊急・やむを得ない場合に身体拘束を行う場合の例外3要素

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供することが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

ア 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

ウ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

3 身体拘束の廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

本会においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) 日常ケアにおける留意事項

身体的拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

ア 利用者主体の行動・尊厳ある生活をしていただけるように努めます。

イ 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努めます。

ウ 利用者の思いをくみとり、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、他職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。

エ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行いません。

オ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただけるように努めます。

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合

利用者本人又は他の利用者の生命・身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、「虐待の防止、身体拘束の廃止・適正化のための検討委員会（以下「委員会」という。）」を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、利用者本人・家族等への説明・同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録を行いできるだけ早期に拘束を解除すべく努めます。

4 虐待の防止、身体拘束の廃止・適正化に向けた組織体制

(1) 虐待の防止、身体拘束の廃止・適正化のための検討委員会の設置に関すること

本会では、虐待の発生防止、身体拘束の廃止・適正化に努める観点から、委員会を設置します。

(2) 委員会の構成に関すること

ア 委員長（責任者）は事務局長とし、委員会の招集及び取りまとめを行います。

イ 副委員長（責任者補佐）は福祉支援課長とし、委員会の議事進行及び記録の整備を行います。

ウ 委員（担当者）は各部署代表者とします。

エ 関係部署の管理職及び担当職員（サービス管理責任者・サービス提供責任者等）は、必要に応じ委員会に出席します。

(3) 委員会の開催に関すること

委員会は、必要に応じて委員（担当者）が請求し、委員長（責任者）が招集します。

また、毎年度に1回以上、委員会を定期開催し、対応経過の報告、研修の企画立案等の協議を行います。

(4) 委員会における協議事項

委員会では次の事項について協議するものとします。

ア 指針、各種様式の整備に関すること。

イ 職員研修に関すること。

ウ 職員が相談・報告できる体制の整備に関すること。

エ 職員が虐待等を把握した場合に、清須市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

オ 虐待の防止、身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善に関すること。

カ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続、解除に関すること。

キ 虐待・身体拘束が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策と職員への周知に関すること。

ク 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

5 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

利用者本人又は他の利用者の生命・身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

(1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合は、委員会において拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、利用者本人・家族等への説明書として、緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（様式1）を作成するとともに、委員会において早急に身体拘束廃止に向

けた取組改善について検討します。

(2) 利用者本人や家族等に対する説明・同意

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取組方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者本人・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書（様式1）にて説明し、同意を得た上で実施します。

(3) 記録と再検討

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録（様式2）を用いて、その様子・心身の状況ややむを得なかった理由などを記録し、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。

また、その記録は5年間保存します。

(4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、利用者本人・家族等に説明します。

なお、身体拘束の必要性を確認するため、試行的に身体拘束を解除した結果、数日以内に同様の対応で身体拘束が必要と判断した場合は、家族等に経過を説明するとともに、その同意を得た上で、同意書の再手続なく、身体拘束を行います。

6 虐待の防止、身体拘束の廃止・適正化のための職員研修

(1) 研修の内容に関すること

職員に対する研修の内容は、虐待の防止、身体拘束の廃止・適正化に関する適切な知識を普及・啓発するものとし、以下を中心に実施します。

ア 児童・高齢・障害者の各虐待防止法の基本的考え方の理解

イ 権利擁護に関すること、成年後見制度の理解

ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解

エ 身体拘束廃止と人権を尊重したケアの理解

オ 早期発見・事後確認と報告等の手順

カ 発生した場合の改善策

(2) 開催頻度に関すること

年に1回以上、定期的に研修を実施します。

(3) 研修の記録に関すること

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

7 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法

虐待又はその疑い（以下「虐待等」という。）が発生した場合には、速やかに清須市に報告するとともに、その要因の除去に努め、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位のいかんを問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、清須市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

8 虐待等が発生した場合の報告・相談体制

- (1) 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は、委員（担当者）に報告又は相談（以下「報告等」という。）をします。ただし、虐待者が委員（担当者）であった場合は、他の上席者等に報告等をします。
- (2) 委員（担当者）は、苦情相談窓口を通じての相談や上記職員等からの報告等があった場合には、報告等を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。
虐待者が委員（担当者）であった場合は、報告等を受けた上席者等が委員（担当者）の役割を代行します。
また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。
- (3) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、虐待等を行った当人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり、必要な措置を講じます。
- (4) 上記の対応を行ったにもかかわらず、改善されない場合や緊急性が高いと判断した場合は、清須市や他の外部機関に相談します。
- (5) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会に置いて、当該事案の発生原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- (6) 虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を清須市に報告します。
- (7) 必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

9 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又は家族等に対して成年後見制度について説明し、その求めに応じて適切な窓口を案内する等の支援を行います。

10 苦情解決方法に関する事項

苦情相談については、苦情受付担当者が「社会福祉法人清須市社会福祉協議会苦情解決実施要綱」に基づき適切に対応します。なお、苦情受付担当者が虐待等を行った者である場合は、他の上席者等が対応します。

11 当該方針の閲覧に関する事項

この指針は、本会において、いつでも自由に閲覧することができます。

12 その他虐待の防止の推進、身体拘束の廃止のために必要な事項

この指針に関する事務は福祉支援課が所管し、6に定める研修のほか、愛知県・外部団体により提供される虐待防止、身体拘束廃止・適正化に関する研修等にも積極的に参加し、虐待の防止の推進、身体拘束の廃止のために必要な取組を進めます。